

第7章 中小企業

市原市の中小企業

2015年版中小企業白書によると、我が国の景気は、総じて見れば、足下では緩やかな回復基調が続いているが、中小企業・小規模事業者は、相対的に厳しい環境に置かれている。一時に比べれば改善は見られるものの、消費税引上げ後の駆け込み需要の反動減の影響や、原材料・エネルギーコストの上昇の影響もあり、企業の業況などには弱い動きも見られている。

本市では、市全体の事業所の9割以上が中小企業であることから、平成26年に策定した市原市産業振興ビジョンにおいて、将来の目標像の1つとして「まちの暮らしを彩る地域産業が育つまち」を掲げ、地域経済を牽引していく中小企業の支援に取り組んでいる。

(表—1)

表—1 中小企業の種類

	業 種	資本金規模・従業者数規模
中小企業者	製造業・その他	3億円以下 または 従業員数300人以下
	卸 売 業	1億円以下 または 従業員数100人以下
	サービス業	5千万円以下 または 従業員数100人以下
	小 売 業	5千万円以下 または 従業員数50人以下
小規模企業者	製造業・その他	従業員数20人以下
	商業・サービス業	従業員数5人以下

I. 事業所の現状

1. 市内の事業所数

「平成 24 年経済センサス - 活動調査」によると、市内の事業所数は 8,595 事業所である。

産業（小分類）別では、少人数の事業所の割合が高いのは、「生活関連サービス業・娯楽業」「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売・小売業」であり、多人数の事業所の割合が高いのは、「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」である。

従業者規模別では、従業者数が「100 人以上」、「出向・派遣従業者のみ」の事業所以外は全て減少しており、平成 21 年と比較し、市内の事業所数は減少している。

(表 I - 1、2)

表 I - 1 産業(小分類)別・従業者規模別民営事業所数

従業者規模(人) 産業分類	総数	1~4	5~9	10~19	20~29	30~49	50~99	100 以上	出向・派遣 従業者のみ
全産業	8,595	4,327	1,845	1,246	481	338	210	119	29
農業	36	10	9	12	2	1	1	1	-
林業	1	1	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・砕石業・砂利採取業	5	-	4	1	-	-	-	-	-
建設業	1,378	599	379	252	71	52	22	2	1
製造業	496	138	107	83	40	37	38	49	4
電気・ガス・熱供給・ 水道業	12	1	4	3	-	-	-	3	1
情報通信業	43	24	7	5	1	4	-	2	-
運輸業・郵便業	348	69	55	85	50	49	26	10	4
卸売・小売業	2,027	1,030	485	304	107	57	26	14	4
金融・保険業	117	42	23	32	10	5	3	-	2
不動産業・物品賃貸業	403	285	77	23	10	3	2	-	3
学術研究・専門・ 技術サービス業	252	139	55	20	11	9	15	1	2
宿泊業・飲食サービス業	1,174	662	244	153	67	30	10	3	5
生活関連サービス業・ 娯楽業	879	664	88	54	23	22	22	5	1
医療, 福祉	491	160	132	91	37	36	21	14	-
教育, 学習支援業	257	151	38	37	19	6	4	2	-
複合サービス事業	40	10	23	3	3	1	-	-	-
サービス業 (他に分類されないもの)	634	341	115	88	30	25	20	13	2

平成 24 年経済センサス - 活動調査

表 I - 2 従業者規模別年次別民営事業所数

区 分	H8 年度	H13 年度	H18 年度	H21 年度	H24 年度	対前回 増減比	H24 年 構成比
総 数	9,389	9,127	8,575	9,336	8,595	-7.94%	100.00%
1～4 人	5,054	4,846	4,494	4,765	4,327	-9.19%	50.34%
5～9 人	1,901	1,872	1,699	2,005	1,845	-7.98%	21.47%
10～19 人	1,233	1,219	1,165	1,306	1,246	-4.59%	14.50%
20～29 人	503	494	505	555	481	-13.33%	5.60%
30～49 人	375	346	370	346	338	-2.31%	3.93%
50～99 人	195	210	191	216	210	-2.78%	2.44%
100 人以上	128	121	115	118	119	0.85%	1.38%
出向・派遣 従業者のみ	—	19	36	25	29	16.00%	0.34%

平成 24 年経済センサス - 活動調査

2. 市内の従業者数

「平成 24 年経済センサス - 活動調査」によると、市内の従業者数は 108,226 人である。産業（小分類）別では、従業員が 5 人未満など小規模な事業所の従業者数の割合が多いのは、「卸売・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「建設業」であり、100 人以上など多人数な事業所の従業者数の割合が多いのは、「製造業」、「医療、福祉」である。

従業者規模別では、全ての従業者数で減少しており、平成 21 年と比較して、市内の従業者数は、減少している。（表 I - 3、4）

表 I - 3 産業(小分類)別・従業者規模別従業者数

従業者規模(人) 産業分類	総数	1~4	5~9	10~19	20~29	30~49	50~99	100以上
全産業	108,226	9,641	12,216	17,036	11,401	12,651	14,757	30,524
農業	665	26	67	171	42	38	57	264
林業	1	1	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・砕石業・砂利採取業	41	-	25	16	-	-	-	-
建設業	13,036	1,473	2,518	3,335	1,658	1,865	1,517	670
製造業	25,163	335	743	1,163	980	1,389	2,762	17,791
電気・ガス・熱供給・水道業	451	2	29	46	-	-	-	374
情報通信業	566	40	43	71	21	163	-	228
運輸業・郵便業	8,037	165	383	1,171	1,182	1,872	1,791	1,473
卸売・小売業	18,637	2,466	3,174	4,230	2,477	2,063	1,798	2,429
金融・保険業	1,334	94	154	464	256	197	169	-
不動産業・物品賃貸業	1,949	619	515	328	246	111	130	-
学術研究・専門・技術サービス業	2,683	307	364	266	249	354	1,042	101
宿泊業・飲食サービス業	8,971	1,484	1,618	2,059	1,586	1,094	698	432
生活関連サービス業・娯楽業	6,291	1,237	555	749	560	884	1,625	681
医療, 福祉	9,488	367	871	1,212	900	1,399	1,446	3,293
教育, 学習支援業	2,360	257	237	517	434	196	319	400
複合サービス事業	335	34	151	42	74	34	-	-
サービス業 (他に分類されないもの)	8,184	730	769	1,196	736	962	1,403	2,388

平成 24 年経済センサス-活動調査

表 I - 4 従業者規模別年次別事業所従業者数

区分	H8年	H13年	H18年	H21年	H24年	対前回増減比	H24年構成比
総数	116,492	111,239	106,201	114,208	108,226	-5.24%	100.00%
1~4人	11,596	10,998	9,862	10,696	9,641	-9.86%	8.91%
5~9人	12,484	12,265	11,166	13,193	12,216	-7.41%	11.29%
10~19人	16,786	16,605	15,811	17,759	17,036	-4.07%	15.74%
20~29人	11,974	11,672	12,038	13,154	11,401	-13.33%	10.53%
30~49人	14,111	13,059	14,102	12,889	12,651	-1.85%	11.69%
50~99人	13,100	14,247	12,822	15,115	14,757	-2.37%	13.64%
100人以上	36,441	32,393	30,400	31,442	30,524	-2.92%	28.20%
出向・派遣 従業者のみ	-	19	36	25	-	-	-

平成 24 年経済センサス - 活動調査

Ⅱ. 中小企業を対象とした事業

本市では、中小企業の活性化を図るため、中小企業基本法第2条で規定した中小企業などの支援を行っている。

1. 中小企業資金融資制度

(1) 市原市中小企業資金融資制度

① 制度の概要

本市では、市内中小企業者の振興を目的として融資制度を設けている。また、本制度により融資を受けた中小企業者に対して利子補給を行い、利用者の負担軽減を図っている。

(表Ⅱ-1～8)

表Ⅱ-1 中小企業資金融資制度

資金の種類	融 資 対 象 者
事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で事業を営み、市税を滞納していない者 ・事業上の運転資金又は設備資金を必要としている者 <p>※上記要件は、創業資金を除く他の資金に共通する。</p>
設備近代化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する者 ①市が指定する業種を営み、商業地域又は近隣商業地域内において設備投資をする者 ②製造業を営み、工業専用地域、工業地域又は準工業地域において設備の設置を行おうとする者
小規模事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の者)
経営安定化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する者 ① セーフティネット保証対応資金 中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市の認定を受けた者 ※資金繰り円滑化借換保証制度は適用外 ② 大型店進出対策資金 大型店の進出に対応して経営の合理化、近代化等を講ずる資金を必要としている者、又は大型店へ入店するための資金を必要としている者 ③ アスベスト対策資金 アスベストを使用している建物の解体等におけるアスベスト除去作業等に係る資金を必要としている者

資金の種類	融 資 対 象 者
創 業 資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税を滞納していない者で次の a か b のいずれかに該当する者 ①中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当するものであること。 ②産業競争力強化法第 2 条第 23 項各号のいずれかに該当するものであること。
金 融 支 援 資 金 (借換え対応制度)	中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号に基づく市の認定を受けた者
問 合 先	商工業振興課 商業振興係 電話 (0436) 23-9870

表Ⅱ-2 市原市中小企業資金融資制度の一覧表(平成 27 年 4 月 1 日現在)

資金の種類	種別	限度額 (万円)	融資期間 (据置期間)		融資利率		利子 補給率	取扱金融機関
			年以内	(月)	年以内	年以内		
事 業 資 金	運転	3,000	5 年以内	(6 か月)	1 年以内	2.2%	1.6%	千 葉 銀 行 千葉興業銀行 京 葉 銀 行 千葉信用金庫 館山信用金庫 みずほ銀行 君津信用組合 ※市原市内の 支店に限る
	設備	5,000	10 年以内	(12 か月)	3 年以内	2.4%		
設 備 近 代 化 資 金	設備	8,000	10 年以内	(12 か月)	5 年以内	2.5%	1.9%	
					7 年以内	2.7%		
小 規 模 事 業 資 金	運転	1,250	5 年以内	(6 か月)	1 年以内	2.0%	1.6%	
	設備		10 年以内	(12 か月)	3 年以内	2.2%		
経 営 安 定 化 資 金	運転	1,250	5 年以内	(6 か月)	5 年以内	2.3%	1.9%	
	設備		10 年以内	(12 か月)	7 年以内	2.5%		
創 業 資 金	運転	2,500	5 年以内	(6 か月)	1 年以内	2.0%	1.9%	
	設備		7 年以内	(12 か月)	3 年以内	2.2%		
					5 年以内	2.3%		
					7 年以内	2.5%		
金 融 支 援 資 金	運 転	3,000	10 年以内	(6 か月)	1 年以内	2.1%	無し	
					3 年以内	2.2%		
					5 年以内	2.3%		
					7 年以内	2.4%		
					10 年以内	2.6%		

表Ⅱ－３ (株)日本政策金融公庫の融資制度への利子補給

利子補給対象者	資金 使途	利子補給対象 融資限度額	利子補給 期間	融資利率	利子 補給率
①小規模事業者経営改善資金貸付 ②新規開業資金 ③女性、若者/シニア企業化資金 ④再チャレンジ資金 ⑤食品貸付 ⑥生活衛生貸付 ⑦新創業融資制度	運転 設備	1,500万円	3年以内	利率は公 庫融資制 度ごとに 異なる	0.5%以下

※②～⑦については、これから創業する者または創業後5年以内の者のみ対象とする。

表Ⅱ－４ 市原市中小企業資金融資制度の資金別融資実績

年 度 資金名		H24		H25		H26	
		件数 (件)	金額(千 円)	件数 (件)	金額(千 円)	件数 (件)	金額(千 円)
事業資金	運転	294	4,045,400	330	4,152,650	349	4,667,388
	設備	45	383,830	51	622,165	46	646,274
設備近代化資金	設備	1	8,500	0	0	3	64,540
小規模事業資金	運転	109	469,957	85	357,000	122	502,788
	設備	13	33,290	19	77,585	18	49,646
経営安定化資金	運転	50	435,300	28	279,000	4	33,500
	設備	1	12,500	4	32,715	0	0
創業資金	運転	11	40,600	5	28,000	8	38,600
	設備	2	17,375	0	0	3	11,900
金融支援資金		2	16,000	3	34,000	0	0
合 計		528	5,462,752	525	5,583,115	553	6,014,636

表Ⅱ－５ 市原市中小企業資金融資制度の業種別融資実績

業 種 \ 年 度	H24		H25		H26	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
建設業	219	2,431,957	229	2,643,940	216	2,338,346
製造業	36	339,200	35	378,400	36	554,610
情報通信業	0	0	0	0	1	6,000
運輸業	36	442,445	40	487,880	39	570,440
卸売・小売業	104	1,099,120	118	1,153,165	114	1,216,226
サービス業	51	548,300	40	381,500	63	658,200
保険業	2	12,000	1	2,000	3	18,000
教育・学習支援業	1	8,600	2	51,000	3	46,000
医療・福祉	27	220,900	24	268,840	29	285,430
飲食店・宿泊業	24	146,340	15	86,200	28	171,084
不動産業	28	213,890	21	130,190	21	150,300
合 計	528	5,462,752	525	5,583,115	553	6,014,636

表Ⅱ－６ 市原市中小企業資金融資制度の利子補給件数及び金額

年度	利子補給 件数(件)	利子補給金額(円)
H24	2,342	194,838,774
H25	2,361	191,936,507
H26	2,457	191,952,046

表Ⅱ－７ 上記Ⅱ-6表の内、(株)日本政策金融公庫の融資制度への利子補給件数及び金額

資 金 名 \ 年 度	H24		H25		H26	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
小規模事業者経営改善資金貸付	-	-	-	-	29	324,664
新規開業資金	-	-	-	-	0	0
女性、若者/シニア企業化資金	-	-	-	-	0	0
再チャレンジ資金	-	-	-	-	0	0
食品貸付	-	-	-	-	0	0
生活衛生貸付	-	-	-	-	0	0
新創業融資制度	-	-	-	-	2	9,387
合 計	-	-	-	-	31	334,051

② 取扱金融機関貸付金

中小企業の資金調達に係る負担軽減を図るため、中小企業資金融資取扱金融機関へ貸付原資の一部を預託し、低利での融資を実行している。取扱金融機関では、本市からの預託金と自己資金を合わせて貸付原資にしている。(表Ⅱ－８)

表Ⅱ－８ 市原市中小企業資金融資取扱金融機関貸付金額

年度	貸付金額(千円)
H24	1,670,000
H25	1,670,000
H26	1,670,000

③ 代位弁済

代位弁済とは、万一、何らかの事情で資金融資を受けた中小企業者が返済できなくなった場合に、千葉県信用保証協会が中小企業者に代わり金融機関に借入金を返済することである。

本市は「市原市中小企業資金融資規則」に基づき、代位弁済額の2割以内の額を千葉県信用保証協会に対して補てんしている。(表Ⅱ－９)

表Ⅱ－９ 市原市中小企業資金融資制度の代位弁済件数及び金額

年度	件数(件)	代位弁済額(円)	損失補償額(円)	損失補償金回収額(円)
H24	32	206,055,500	19,014,208	897,180
H25	5	47,612,560	6,009,306	1,768,215
H26	8	28,482,241	3,632,563	911,984

(2) 商工組合中央金庫貸付金

市内に事業所もしくは営業所を有する中小企業協同組合、その他の中小企業団体及び構成員に対する事業資金融資の円滑化を図るため、株式会社商工組合中央金庫に対し、融資原資として貸し付けを行っている。(表Ⅱ－10)

表Ⅱ－10 商工組合中央金庫への貸付金額・貸出状況

年度	貸付金額(千円)	貸出件数(件)	貸出金額(千円)
H24	30,000	126	2,973,000
H25	30,000	108	2,587,000
H26	30,000	84	2,370,000

2. セーフティネット保証

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項各号の認定

本制度は、災害や取引金融機関の破綻などにより経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して、信用保証協会の保証料率の軽減や保証限度額の別枠化を行い、中小企業者の資金調達の円滑化を図るための国の制度である。

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、市長の認定を受けた者が対象となる。(表Ⅱ-11, 表Ⅱ-12)

表Ⅱ-11 中小企業信用保険法第2条第5項各号の認定基準

種類	認定事由
1号 (再生手続申立等)	民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者
2号 (事業活動の制限)	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
3号 (地域及び業種)	突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
4号 (地域)	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
5号 (業種)	(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者
6号 (破綻金融機関等)	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号 (金融取引の調整)	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者
8号 (貸付債権の譲渡)	RCC(整理回収機構)へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

(2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく認定

本制度は、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者に対して、信用保証協会の保証限度額の別枠化を行い、資金調達の円滑化を図るための国の制度である。

東日本大震災により直接的、間接的な被害を受けて経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、市長の認定を受けた者が対象となる。(表Ⅱ-12)

表Ⅱ－12 中小企業信用保険法第2条第5項各号の業種別認定件数及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく認定件数（平成26年度）

（単位：件）

業種	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	震災認定	合計
建設業	0	0	0	0	23	0	0	0	0	23
製造業	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
小売業	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
卸売業	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6
運輸業	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8
飲食業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
不動産業	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	0	0	0	0	49	0	0	0	0	49

3. 中小企業相談所の運営支援

市原商工会議所が行う中小企業者への経営全般に関する相談業務などに必要な経費を補助している。（表Ⅱ－13、表Ⅱ－14）

表Ⅱ－13 中小企業相談所の運営支援概要

対象者	市原商工会議所
内容	(1)経営、労務、情報化等の改善に関する講習会、研修会の開催 (2)税務、経理に関する指導事業 (3)特別相談員による専門相談事業 (4)中小企業の情報化のための講習会セミナーの実施など
問合せ先	商工業振興課 商業振興係 電話（0436）23-9870

表Ⅱ-14 市原商工会議所会員数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
対象者数	8,498	8,498	8,498	8,498	8,595
会員数	2,283	2,244	2,288	2,208	2,265
新規加入者数	97	63	141	112	124
脱退者数	141	102	97	192	67
増減	▲44	▲39	44	▲80	57
加入率(%)	26.87	26.41	26.92	25.98	26.35

(市原商工会議所調べ)

4. 中小企業サポート事業

主に市内中小製造業を対象に、中小企業コーディネーターの企業訪問を通じた情報収集、ニーズの把握により、公的支援施策活用の支援、産学官・企業間連携の促進や雇用、融資、設備投資に関する支援など、総合的な中小企業サポートを行う。

(表Ⅱ-15、表Ⅱ-16)

内 容	(1) コーディネーターの企業訪問による情報収集、ニーズの把握 (2) 中小企業向け情報の周知 (3) 公的支援施策活用の支援 (4) 大学・高等専門学校などとの産学官連携の推進 (5) 企業間連携の推進 (6) 人材確保及び人材育成の支援（労政関係） (7) 融資関係支援 (8) 設備投資に関する支援
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

表Ⅱ-15 訪問企業数

区分 \ 年度	H24	H25	H26
新規訪問企業数	3	1	1
再訪問・来訪件数	155	272	354
個別支援件数	180	284	402

(注) 個別支援件数は、企業の抱える案件ごとに算出しているため、1回の訪問で複数カウントする場合がある。また、新規訪問した際に案件が無い場合、支援件数は加算されないため、訪問件数と支援件数は合致しない場合がある。

表Ⅱ－16 個別支援実績

(単位：件)

項 目	H24 年度	H25 年度	H26 年度
公的支援施策についての支援 ・中小企業等の試作品の開発や設備投資等に係る補助金の申請支援 ・中小企業等の基盤技術の高度化につながる研究開発などに係る補助金の申請支援 ・中小企業投資促進税制に係る相談 など	91	164	257
企業間連携についての支援 ・事業パートナー、販路の相談、紹介 ・自社製品の他社への紹介 など	12	26	4
産学官連携などについての支援 ・市と木更津高専の協力による企業支援（製品開発支援など） ・教育機関や技術研究所とのマッチング ・企業OB人材の紹介や有識者による事業アドバイス など	42	16	31
その他の支援 ・特許の出願、審査に係る支援、相談 ・市場開拓、試作開発に係る支援 ・展示商談会に係る支援、案内 ・人材育成に係る支援、アドバイス ・中小企業向けセミナーなどの案内 など	35	78	110
合 計	180	284	402

5. 中小企業の連携促進

既存事業の拡大や新規事業への進出を促す機会を設けることにより、中小企業の振興を図るため、中小企業連携促進事業を実施している。(表Ⅱ-17)

表Ⅱ-17 中小企業連携促進事業実績(平成26年度)

内容	<p>人材育成セミナー</p> <p>第1部「上手な大型補助金獲得のノウハウ」</p> <p>第2部「中堅企業の経営者マインド」</p> <p>開催日 平成27年2月5日</p> <p>開催場所 市原市市民会館</p> <p>講師 第1部 特定非営利活動法人NPOテクノサポート 松尾 嘉穂 氏、戸村 俊和 氏</p> <p>第2部 国立大学法人 千葉大学 教授 清水 馨 氏</p> <p>参加者数 46名</p>
----	--

6. 市原市ISO及び環境マネジメントシステム認証取得事業補助金

経営基盤と品質・環境管理体制の強化に取り組む中小企業を支援するため、平成15年度からISO認証取得事業に要する経費の一部を助成する制度を設けている。

また、平成24年度に補助金要綱を改正し、エコアクション21、エコステージ、KESなどの環境マネジメントシステムの認証取得費用の一部を助成対象としている。

(表Ⅱ-18)

対象者	(1) 中小企業基本法に基づく中小企業者であること (2) 市内において、1年以上製造や営業などを行っている事業所を有していること (3) 市税を完納していること (4) 以前に要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと ※認証取得日から6か月以内に申請を行うこと。
内容	(1) 補助対象事業 ① 「ISO9001」の認証取得事業 ② 「ISO14001」の認証取得事業 ③ 「エコアクション21」の認証取得事業 ④ 「エコステージ」の認証取得事業 ⑤ 「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得事業 (2) 補助対象経費 審査登録機関に支払う審査料等の総額から、国、他の地方公共団体、その他団体の助成額を差し引いた額 (3) 補助金額 補助対象経費のうち、文書審査料等の2分の1 (限度額500千円)
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

表Ⅱ-18 ISO認証取得事業補助金交付実績

年度	件数(件)	交付額(千円)
H22	1	293
H23	2	534
H24	2	550
H25	1	352
H26	0	0

(注) 平成24年度に補助金要綱を改正し、環境マネジメントシステムの認証取得費用の一部も助成対象としている。

※ I S O

International Organization for Standardization の略で、日本語では『国際標準化機構』という。本部はスイスのジュネーブにあり、国際的な規格を作成する民間非営利団体である。各国から代表的な標準化団体 1 団体が参加を認められており、日本からは『日本工業標準調査会 (J I S C)』が参加している。

I S O 9 0 0 1 とは、組織が品質マネジメントシステムを実施、維持し、継続的に改善するために要求される規格である。

I S O 1 4 0 0 1 とは、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を継続的に実施するシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格である。

※環境マネジメントシステム

事業者などが、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

7. 企業立地奨励金

平成 26 年 10 月に「市原市企業立地促進条例」を改正し、立地奨励金の交付限度額の増額や累積投資型立地奨励金の増設を行い企業誘致の促進を行っている。(詳細は 91 ページ)

対象者	中小企業者
誘致地域	・工業専用地域、工業地域、準工業地域 ・土地利用計画上、対象施設を立地することが適切な地域として規則で定める地域
指定要件 及び 奨励内容	(1) 立地奨励金 ・投下固定資産額が 1 億円以上 ①対象施設 工場、研究所 ②交付額 固定資産税相当額 (5 年間を限度とし、総額 3 億円まで) (2) 累積投資型立地奨励金 ・投下固定資産額が対象施設の操業を開始した日から 3 年を経過する日までに 2 億円以上 ①対象施設 工場、研究所 ②交付額 固定資産税相当額 (全ての投下固定資産に固定資産税が課せられる こととなる年度から 5 年度間で、総額 3 億円まで)
問合先	商工業振興課 工業振興係 電話 (0436) 23-9836

8. 中小企業退職金共済掛金補助金

雇用の促進と安定を図り、中小企業の振興に寄与することを目的に、中小企業者が退職金共済契約に基づいて支払った掛金の一部に対して補助金を交付している。

(表Ⅱ-19～22)

Ⅱ-19 要件及び補助対象額

対象者	次の要件のいずれにも該当する中小企業者 (1) 市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる者 (2) 市税を滞納していない者 (3) 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、新規加入又は追加加入の退職金共済契約を締結し、契約締結後12か月間引き続き掛金を納付している者
内容	(1) 補助対象額 新規又は追加加入者一人につき、支払った12か月分の掛金額で、72,000円を限度とする。 (2) 補助金額 補助対象額に100分の25を乗じた額
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話 0436(23)9836

※退職金共済制度

優秀な人材の確保や従業員の勤労意欲の向上のためにも、退職金制度は重要な制度であるが、独自に従業員の退職金をもつことが困難な中小企業も多く、退職金共済制度は、こうした中小企業のための社外積み立て型の制度であり、中小企業退職金共済制度や特定退職金共済制度などがある。

【中小企業退職金共済制度】

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金法」に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）が運営しており、事業主が中退共と退職金共済契約を締結し、加入事業主に代わって中退共から被共済者（従業員）に直接退職金等の給付を行う制度である。（表Ⅱ-21）

【特定退職金共済制度】

特定退職金共済制度は、事業主が、所得税法施行令第73条に規定する特定退職金共済団体（商工会議所、商工会、商工会連合会等）と退職金共済契約を締結し、加入事業主に代わって特定退職金共済団体から被共済者（従業員）に直接退職金等の給付を行う制度である。（表Ⅱ-22）

表Ⅱ-20 市原市中小企業退職金共済掛金補助金交付実績

年 度		H24	H25	H26
中退共 ※1	事業所数	111	119	115
	被共済者数(人)	378	375	290
	交付金額(円)	5,563,980	5,956,030	4,458,020
特退共 ※2	事業所数	33	43	40
	被共済者数(人)	82	186	87
	交付金額(円)	1,080,000	2,499,000	1,145,250
合 計	事業所数	144	162	155
	被共済者数(人)	460	561	377
	交付金額(円)	6,643,980	8,455,030	5,603,270
※1 中退共＝独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度				
※2 特退共＝市原商工会議所、千葉県中小企業団体中央会が実施する特定退職金共済制度				

表Ⅱ-21 市内中小企業の中小企業退職金共済制度加入状況

年 度	H24	H25	H26
事業所数	463	469	467
被共済者数(人)	5,262	5,265	5,239
問 合 先	独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 電話 (03)6907-1234 (代表)		

表Ⅱ-22 市内中小企業の特定退職金共済制度加入状況

①市原商工会議所

年 度	H24	H25	H26
事業所数	226	218	218
被共済者数(人)	1,640	1,695	1,696
問 合 先	市原商工会議所 電話 (0436)22-4305		

②千葉県中小企業団体中央会

年 度	H24	H25	H26
事業所数	12	10	10
被共済者数(人)	83	64	69
問 合 先	千葉県中小企業団体中央会 電話 (043)306-3284		

9. 中小企業従業員表彰

市内中小企業の発展に関して功労のあった従業員を表彰し、もって市内中小企業の振興に寄与するため、市原市中小企業従業員表彰規則を定めている。

対象者	次の(1)～(4)のいずれかに該当する者。ただし、以前に表彰を受けたことのある者及び使用者（取締役、監査役、その他の経営者）を除く。 (1) 技術の研究開発、改善、導入等に積極的に努力し、中小企業の発展に著しく功績のあった者 (2) 経営管理の改善、近代化の推進に積極的に貢献し、中小企業の発展に著しく功績のあった者 (3) 労務管理の改善、近代化の推進に積極的に貢献し、中小企業の発展に著しく功績のあった者 (4) 同一の中小企業に永年（満25年以上）勤務し、かつ、勤労者として他の模範となる者
内 容	勤労感謝の日を記念して、原則その前日に行う 被表彰者は5名以内とする。
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

10. 中小企業従業員講習

市内の中小企業の新入社員を対象に、社会人としての基本的な職業能力の形成及び向上を支援するため、マナーや接遇などの講習（新入社員セミナー）を市原商工会議所と連携して開催している。（表Ⅱ-23）

対象者	市内中小企業の従業員
内 容	年1回（4月） 新入社員セミナー（マナーや接遇等）
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

表Ⅱ-23 中小企業従業員講習内容及び受講者数（単位：人）

年 度	内 容	受講者数
H24	新入社員セミナー	47
H25	新入社員セミナー	60
H26	新入社員セミナー	55

1 1. 市原市で大切にしたい会社認定制度

経営理念をしっかりと立て、社員・顧客・地域を大切にしたい経営を実践することで持続的な発展を続ける企業を地域に広めていくため、「人に優しく、地域に優しい思いやりの経営」を目指し実践している事業者を『市原市で大切にしたい会社』として認定する制度を、平成 26 年度より市原商工会議所と連携して実施している。(表Ⅱ-24)

対 象	<p>「人に優しく、地域に優しい思いやりの経営」を目指し、実践している事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 中小企業基本法第 2 条に定める中小企業である。</p> <p>(2) 市原市内に事業所又は事務所を有している。</p> <p>(3) 市税を滞納していない。</p>
応募資格	<p>過去 2 年以上にわたって、以下の 7 項目の条件のうち、4 項目以上に該当すること。</p> <p>(1) 人員整理、会社都合による解雇をしていない。(自然災害の場合を除く)</p> <p>(2) 重大な労働災害がない(自然災害の場合を除く)</p> <p>(3) 仕事と子育て・介護を両立するための環境を整備している。</p> <p>(4) 下請け企業・仕入先企業へのコストダウンを強制していない。</p> <p>(5) 顧客から感謝・感動の言葉をもらっている。</p> <p>(6) 地域社会への貢献活動や社会的弱者に対する支援を実施している。</p> <p>(7) 黒字経営(経常利益)である。</p>
審査内容	<p>事業者が取り組む社会貢献活動について、①独自性があり、②継続できる体制が整い、③経営のプロセスに組み込まれ、活動の結果や効果が表れているか、審査する。(社会貢献活動は以下の 4 項目のいずれかに該当するものとする。)</p> <p>(1) 社員とその家族に関すること</p> <p>(2) 外注先・仕入先に関すること</p> <p>(3) 顧客に関すること</p> <p>(4) 地域社会や社会的弱者に関すること</p>
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(0436)23-9836

表Ⅱ-24 市原市で大切にしたい会社認定制度の認定企業数

年 度	件 数 (件)
H26	該当なし